

令和 8 年 7 月 1 0 日
法 務 省 矯 正 局

令和 7 年度における実地監査の結果について

1 監査対象施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 1 7 年法律第 5 0 号)等の規定に基づき、次のとおり全施設を対象に実地監査を行った。

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 5 条
刑事施設 7 4 庁
- (2) 少年院法(平成 2 6 年法律第 5 8 号)第 6 条
少年院 3 6 庁
- (3) 少年鑑別所法(平成 2 6 年法律第 5 9 号)第 5 条
少年鑑別所 4 4 庁

2 重点監査事項

実地監査においては、以下の事項の対応状況を重点的に監査した。

- (1) 刑事施設、少年院及び少年鑑別所を対象とした監査事項
 - ア M V V の浸透に向けた取組
 - イ アクションプランの期間中(令和 9 年度まで)継続的に把握すべき取組
 - ウ 被収容者の行進要領について
 - エ 被収容者の生活環境の適切な温度管理に向けた取組
- (2) 刑事施設のみを対象とした監査事項
 - 拘禁刑下における各種指導の実施体制の円滑な実施に向けた取組
- (3) 少年院のみを対象とした監査事項
 - ア 少年院法の一部改正への対応
 - イ 再犯・再非行防止に向けた取組の推進
- (4) 少年鑑別所のみを対象とした監査事項
 - ア 再犯・再非行防止に向けた取組の推進
 - イ 少年簿の保管状況

3 実施結果の概要

- (1) 刑事施設
 - ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律をはじめとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。
 - イ 一部の刑事施設において、行政文書管理の不備、物品管理の不備、電子

記録端末の適切な管理等情報セキュリティ対策の形骸化など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

(2) 少年院

ア 少年院法をはじめとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年院において、行政文書及び物品の管理不備、個人別矯正教育計画の策定の遅延など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。

(3) 少年鑑別所

ア 少年鑑別所法をはじめとする各種法令等に従い、おおむね適正に職務が遂行されている状況を確認した。

イ 一部の少年鑑別所において、生活環境管理の不備や、有形力行使・緊急対応時の映像記録の不備など、改めるべき事項が認められたことから、これらの事項について改善等を指示し、必要な対応が執られたことを確認した。